

家庭における端末利用の手引き (保護者用)

児童生徒名：

自宅でiPadを使ってもよい場所

【
】

※保護者の目が行き届く場所にしてください。

家庭でiPadを利用してよい時間の目安

(1日あたり) 学年×10分+10分 まで

※小学校1年なら20分(1×10+10)です。

※ 使用中もストレッチや遠くを眺めるなど休憩を入れましょう。

端末 No. _____

志木市教育委員会

要保管 ※卒業するまで大切に保管してください

目次

| | | | |
|---|------------|-------|---|
| 1 | はじめに | ----- | 2 |
| 2 | 基本事項 | ----- | 2 |
| 3 | 禁止事項 | ----- | 2 |
| 4 | 使用上の留意事項 | ----- | 2 |
| 5 | 破損や紛失等について | ----- | 3 |
| 6 | よく質問される内容 | ----- | 5 |

1 はじめに

端末は、市内の小・中学校の教育活動において活用する情報機器です。国の GIGA スクール構想に基づき、これまで行われてきた教育活動に端末の活用を取り入れることで、学習効果が一層高められるよう整備されたものです。

次世代を担う子供たちが、今後、社会で活躍していくためにもこの端末を「文房具」として活用できるようすること。そのうえで、「情報を的確に収集・判断し、分かりやすく表現する力」を習得し、「情報活用能力・表現力」を養っていくことが求められます。そのためにも以下の事項を遵守させるよう御協力をお願いします。

2 基本事項

- (1) 端末は学習のツール（道具）です。学習目的以外での利用は禁止です。
- (2) 家庭における端末の利用場所、時間を児童生徒が守れるよう御協力ください。
- (3) カメラ撮影・動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは、撮影される人の許可を得るよう御指導ください。また、他人の画像・音声・動画・個人情報（名前、住所等）は、本人の同意に係わらず送信・公開しないように御指導ください。
- (4) 学校からオンライン経由で学習課題が出されることがあります。
御家庭にパスワード設定されたインターネット環境がある場合、iPad との接続設定を行ってください。なお、接続設定は保護者の方が行うようお願いいたします。
- (5) 端末管理でお困りの場合には担任へお申し出ください。その場合、保護者と相談の実施の上、児童生徒の安全な端末利用が確認されるまで、端末の持ち帰りを停止する等、個別で対応を検討します。
- (6) 盗難防止や破損防止等の自衛策を常に行えるよう御協力ください。万が一、盗難や破損があった場合は、速やかに担任へ報告してください。

3 禁止事項

- (1) 登下校時など端末の持ち運びの際は、端末の使用を禁止しています。
- (2) 私用や他人の Apple ID や Google アカウントの利用はできません。
- (3) アプリのインストールは市や学校全体で統一して行われます。個人でアプリのインストールや削除は行わないでください。
- (4) 学習以外のインターネットサイトは 閲覧禁止です。暴力・違法薬物・ギャンブル・ポルノ・インターネットショッピング・SNS 等が該当します。

※サーバのログ情報で「〇〇さんの端末が□時□分□秒に△△サイトにアクセスしていた。」という情報が全て残ります。そういった場合には、教員と保護者が連携しながら、同事例の再発の防止を行います。

なお、指導後も改善が見られない場合は、該当児童生徒の端末利用を停止します。

4 使用上の留意事項

- (1) 端末を返却する際は、端末等に破損・故障等がないか御確認いただき、速やかに担

任より指示を受けた場所に返却するよう、お子様へお声かけください。

- (2) 端末は志木市教育委員会の所有物です。学習目的で、各個人に貸し出していますので、友人に貸し出すことは禁止しています。
- (3) 端末本体の主電源は原則切らないでください。紛失時の端末(本体)検索サービスや端末管理システムを設定しているため、常に主電源は『ON』の状態にしておいてください。
- (4) 端末の持ち帰り時においては、必要に応じて家庭でも端末の充電をしていただきますよう御協力をお願いします。その際のケーブル購入や電気費用は御家庭の負担となりますので御了承ください。
- (5) 駅構内やコンビニ等の公共施設に設置しているフリーWi-Fiには、iPadを接続しないでください。
- (6) 端末等に貼ってあるシールをはがさないでください。
- (7) 端末のパスコードの入力を複数回間違えると、端末が自動ロックされ、利用ができなくなりますので、その場合は担任へ御連絡ください。

5 破損や紛失等について

端末は精密機械であり、防水仕様ではありません。カバンに入れたままで走ったり、端末に強い力を加えたりすることで故障する恐れがあります。お子様が長く使うものですので、大切に取扱ってください。

○ 端末の紛失・故障等の対応

(1) 保護者にお願いしたい対応

○タブレットを紛失したとき、以下の対応をお願いします。

①電話等で担任へ連絡 →不在の場合は教頭(校長)

※不正防止のため〔ロック〕〔回線の中断〕を教育委員会より実施します。

②「紛失届」または「破損届・修理願い」を担任に提出

③教頭(校長)へ「紛失届」または本体と「破損届・修理願い」を提出してください。

④予備用端末の貸与(在庫状況によってはできないこともあります。)

(2) 修理・交換等にかかる費用について

本手引き内にある注意事項等から逸脱した使用や下記のケース例に当てはまるような事実が認められる場合は、該当保護者に対して、修理に要する費用を請求することがありますので御承知願います。

端末の修正にかかわる費用の全部または一部を負担いただくケース例

- ・カバンの中に水筒を入れており、中身の水分が漏れたことによって故障した。
→水筒と端末は別の手さげなどに入れてください。
- ・登下校中の児童が自主的に歩道の花を見つけ、写真撮影していた。その際に手

をすべらせて、落下をさせたことで画面にひびが入った。

→登下校中の使用は荷物があり、落とす危険があることや交通安全の観点から使用を禁止しています。教師から指示が出ていない活動は控えてください。

- ・自宅のリビングテーブルで、オンライン学習教材に取り組んでいた。テーブルにあった家族の飲み物が倒れ、その水分によって端末が故障した。

→学習で使う道具です。活用場所は家庭で話し合っ、飲食を伴わない適切な場所を決めて、未然の破損防止を図ってください。

- ・端末のうゑにドリルや参考書を置いていたら、画面にひびが入ってしまった。

→端末カバーがあつて破損する場合があります。重い物の下敷きになるなど、端末に強い力が入らないようにしてください。

6 よく質問される内容

(1) タブレット端末を持っているのですが、これを学校で使つてもよいですか？

志木市教育委員会より1人1台端末が貸与されています。校内ネットワーク保護の観点から、持ち込まれた端末等の情報機器は校内ネットワークに接続できない仕様となっています。以上の観点より現在所有されている端末等のお持ち込みはできません。

(2) 学習用のインターネットサイトがフィルタリングの設定で見られないのですがどうしたらよいですか。

担任の先生に報告してください。学校より教育委員会に見たいサイトのURLを申請していただき、後日、内容を精査し、閲覧できるように設定をします。また、その反対にアクセスしてほしくないサイトもありましたら同様の報告や申請を行ってください。

(3) 卒業後はそのまま使つてもよいのですか？

この端末は、志木市教育委員会所有となっています。卒業を機に返却いただくものです。また、次の新入生が使いますので、丁寧に使ってください。また、端末に作成したデータの削除もお願いいたします。

(4) 家庭で使用しているネットワークにiPadを接続できますか？

端末は校内にいる間は自動で校内ネットワークに接続します。また、家庭においては、無線ネットワーク環境の設定(ID、パスワード等の入力)を行えば、接続可能です。

(5) 学校から持ち帰ったiPadを公共施設の無線LANに接続してもよいですか。

接続後の端末使用状況によっては、通信内容の傍受による情報漏洩等の恐れがありますので、公共施設での接続はパスワードがある場合においても行わないでください。

持ち帰った端末利用は原則、自宅での利用を想定しております。学校の指示がない

限り、自宅外に持ち出しての接続や利用はおやめください。

(6) 端末を活用するための児童生徒の個人情報はどうに取り扱われていますか。

端末 ID や PASS の作成、各種アプリケーション登録のために教育委員会、学校、管理業者で、児童生徒の学校名、氏名、学年、組、出席番号等を取扱い、管理しております。また、学習活動で作成する写真やビデオについても、個人情報保護の観点から指導や評価、教材研究等の教育活動に関する目的以外の利用は行いません。

これらは基本的に市情報セキュリティポリシー、各関係業者の個人情報保護規程等に則り、適切に管理し、先述以外の目的外利用や外部への提供は一切行いません。

(7) 自宅にインターネット環境がないのですが、どのように対応したらいいですか。

基本的にオンラインを活用した家庭学習はできません。そのため、担任と相談をして、オフラインでも端末を利用して、できる内容の工夫を行う。または、代替の課題を検討するなど、お子様や家庭の状況に応じて、対応を行うことが望ましいです。

(8) 家庭のインターネットが契約の関係で容量が少ないのですか、どのように対応したらいいですか。

ケースバイケースとなりますが、(6)と同様の対応が考えられます。予習や復習のために動画を長時間視聴することやインタビュー学習のために動画編集等に取り組む場合、オンラインドリル等に比べると通信容量が大きくなることが想定されます。こういったことが想定される場合は、家庭から担任へ相談していただき、オフラインでもお子様や家庭の状況に応じて、適切に取り組むことができる内容の工夫を行うことが考えられます。

(9) 家庭にインターネット環境がない家庭には、どのような補助がありますか？

現在、補助制度はありませんが、令和3年度6月市議会において、家庭にインターネット環境のない児童生徒の家庭に対して、条件付きでモバイルルーター本体の無料貸与及び就学支援対象の家庭に対して、通信料の一部を支援するための予算措置について現在、審議予定となっております。

※令和3年6月23日 現在